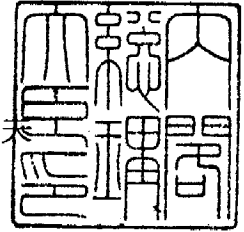




府経研第705号
平成20年9月8日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

内閣総理大臣
福田 康



諮問第9号
国民経済計算の作成基準について（諮問）

国民経済計算の作成基準（別紙）について、統計法（平成19年法律第53号）第6条第2項及び附則第3条の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の趣旨

1 国民経済計算の作成基準の趣旨

国民経済計算は、来年施行予定の統計法（平成 19 年法律第 53 号）（以下「新統計法」という。）第 2 条第 4 項の規定により基幹統計とされており、国の基本政策の立案及び決定並びに経済社会活動の国際比較に当たっての基礎資料となっているなど当該統計結果の社会的影響は極めて大きくなっている。

一方、国民経済計算はいわゆる加工統計であり、作成に当たって中立性や客観性を高めるとともに、諸外国との比較可能性を確保することが極めて重要となる。

この観点から、国民経済計算の体系について国際連合において勧告されている基準が設けられており、この基準に準拠しつつ、基本的な概念等を定める国民経済計算の作成基準（以下「作成基準」という。）を設定することが新統計法第 6 条第 1 項の規定において定められている。

2 諮問における手続

作成基準の設定については、新統計法第 6 条第 2 項の規定によりあらかじめ統計委員会の意見を聴くこととされている。同項は施行日前であるが、同法附則第 3 条の規定により、施行日前においても同法の例によりすることができるとされている。

3 審議事項

国際連合において勧告されている基準に準拠した作成基準の設定について、客観的かつ学術的に妥当なものとするため、調査審議を求める。

なお、作成基準に関連する事項として、以下の点に留意が必要。

- ・ 来年 2 月に予定されている国際連合の基準の改定等、国際動向への対応
（改定の内容は専門的かつ多岐にわたるものとなる予定であり、我が国国民経済計算においては、平成 17 年基準改定（平成 22 年度公表）以降の推計において段階的に対応するため、必要となる事項を今後検討する予定であるが、今次答申を求める作成基準の審議においては、こうした国際動向に留意することが必要。）
- ・ 現在統計委員会において調査審議されている「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応
- ・ その他、基本的な定義・概念、体系等、統計作成上必要となる事項

4 スケジュール

平成 20 年 9 月	作成基準の諮問
9 月～平成 21 年 3 月	調査審議
平成 21 年 3 月	答申

国民経済計算の作成基準（案）の論点について

本作成基準の策定に当たっては、主要な論点について以下のように整理し、「案」を作成したところである。

1 作成基準の趣旨について

国際連合による基準に準拠した国民経済計算を作成する上で、根幹となるガイドラインを定めるものと位置づけ、推計方法や利用する基礎統計等を規定することは想定していない。

2 記載内容（項目）について

作成基準はガイドラインとしての大枠を定めるものとの考え方により、作成方法・内容等の大枠について、「1 概論」、「2 勘定体系」、「3 分類」、「4 記録原則」、「5 記録内容」、「6 雑則」の6項目に整理し、作成している。

3 記載の細かさについて

我が国の国民経済計算の作成方法・内容等の細部については、推計手法解説書、各年次の刊行物における用語解説等により広く公開することを想定しており、作成基準はあくまでも大枠を規定するものにとどめている。

4 国際連合の定める基準との対応状況について

国際連合の定める基準は勧告であり、各国が実情を踏まえて準拠する性格のものであることから、すべての勧告項目を我が国の国民経済計算体系に導入しているわけではない。

一方で、国際連合の基準との対応状況を常に明らかにしておく必要があり、対応状況については本基準とは別に広く公表することとし、我が国国民経済計算の細部の変更の都度更新するものと位置づけている（雑則に規定）。

5 想定する改正頻度について

本基準は国際連合の基準を踏まえた大枠を規定するにとどめることにより、原則として、国際連合の基準が改定された際に、我が国への導入に合わせて改正することを想定している。

国民経済計算の作成基準（案）

統計法（平成十九年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、国民経済計算の作成基準を定める。

1 概論

- (1) 国民経済計算は、我が国の経済の全体像を把握することを目的として、国際比較可能な形で体系的に記録することにより作成する。
- (2) (1)の目的を達成するため、本基準により、国際連合の定める国民経済計算体系に関する基準に準拠した統計を作成する上で必要となる事項を定める。

2 勘定体系

我が国の経済の全体像については、我が国の経済主体（制度部門）が、定められた期間において、どのような取引（フロー）を行い、資産や負債（ストック）がどのように変化したかについて、経済活動を記録することにより把握される。その際、フローにおいては源泉と使途の側面から、ストックにおいては資産と負債の側面から捕捉し、それぞれの整合性を図る。

このため、次に定める勘定体系にしたがって経済活動を把握する勘定を作成し、必要に応じて勘定を編成し直した上で公表する。

- (1) 経常的取引に関する勘定
 - ア 生産に関する勘定
 - イ 所得の発生に関する勘定
 - ウ 第1次所得の配分に関する勘定
 - エ 所得の第2次分配に関する勘定
 - オ 現物所得の再分配に関する勘定
 - カ 所得の使用に関する勘定
- (2) 資産や負債の蓄積に関する勘定
 - ア 資本取引に関する勘定
 - イ 金融取引に関する勘定
 - ウ その他の資産変動に関する勘定
- (3) 貸借対照表に関する勘定
- (4) 統合経済に関する勘定
- (5) 補足的な勘定

3 分類

経済の全体像をとらえる上で、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約するため、次の分類に基づく記録を行う。

(1) 制度部門別分類

所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類として、制度部門別分類を次のように定める。

ア 非金融法人企業

すべての我が国の居住者である非金融の法人企業や準法人企業が含まれる。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的非金融企業、民間非金融法人企業に区分する。

イ 金融機関

主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務に携わるすべての我が国の居住者である法人企業及び準法人企業が含まれる。また、金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的金融機関、民間金融機関に区分する。

ウ 一般政府

租税収入等をもとに、中央及び地方政府と、それらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。また、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

エ 家計

同じ住居を持ち、所得や富の一部又は全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費するすべての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業も含まれる。

オ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨やサービスを提供するすべての我が国の居住者である非営利団体が含まれる。

(2) 経済活動別分類

財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、経済活動別分類について、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに定める。

(3) 商品分類

財貨やサービスそれぞれの品目の分類として、商品分類について、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに定める。

4 記録原則

(1) 発生主義に基づく記録

制度部門間、経済活動間の取引を、原則として、以下の基準により当該取引が実際に発生した時点において記録する。

ア 生産活動

財貨の生産やサービスの提供がなされた時点において記録する。

イ 消費支出及び資本形成

財貨・サービスが購入された時点または所有権が移転した時点において記録する。

ウ 輸出入取引

居住者と非居住者間で所有権が移転した時点で記録する。

エ 所得の受払

支払義務が発生した時点で記録する。

オ 金融取引

資産負債の所有権が移転した時点、あるいは新たに債権債務関係が発生した時点で記録する。

(2) 市場価格による評価

財貨・サービスの取引は、原則として、市場価格により評価する。市場取引が存在しない場合は、原則として、類似の財貨・サービスの市場価格、またはその生産活動に要した費用による評価を行う。

なお、財貨・サービスの使用は以下の定義による購入者価格、財貨・サービスの産出は以下の定義による生産者価格により評価する。

ア 購入者価格

運輸・商業マージンを含む、財貨・サービスの購入者が最終的に負担する価格

イ 生産者価格

運輸・商業マージンを含まない、財貨・サービスの生産者が最終的に受け取る価格

(3) 最終支出主体主義による記録

購入された財貨・サービスの帰属する主体を、原則として、最終的な購入者によって区分する。

(4) 主要項目における実質価額の記録

主要な項目について、財貨・サービスの名目価額から価格変動の影響を取り除くこ

とにより、実質価額による評価・記録を行う。

5 記録内容

各勘定は、原則として、以下の内容により記録する。

(1) 経常的取引に関する勘定

一定期間における経常的な経済取引活動について、生産、所得分配及び所得の使用等に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

ア 生産に関する勘定

生産活動の結果としての産出から、この産出を生み出す際の財貨・サービスの消費を中間的な投入として控除することにより、生産過程が作り出す追加的な価値である付加価値に関する項目を記録し、国民経済計算の主要集計項目となる国内総生産を記録する。

イ 所得の発生に関する勘定

生産活動と直接結びついた分配取引について、以下の内容により記録する。

源泉側には、発生した付加価値に関する項目を記録する。

使途側には、こうした付加価値の帰属先として、生産過程への参加の結果として発生する雇用者の報酬、生産及び輸入品に課される税による政府の収入などに関する項目などを記録するとともに、源泉側と使途側の差額として、営業余剰に関する項目を記録する。

ウ 第1次所得の配分に関する勘定

生産過程への参加または生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する第1次所得の各制度部門等への配分について、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の発生に関する勘定において使途として記録した、雇用者の報酬、政府の収入、営業余剰に関する項目のほか、生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する財産所得の受取に関する項目を記録する。

使途側には、こうした財産所得の支払に関する項目を記録するとともに、源泉側と使途側の差額として、第1次所得に係るバランス項目を記録する。

エ 所得の第2次分配に関する勘定

現金の移転による、各制度部門等間の所得再分配について、以下の内容により記録する。

源泉側には、第1次所得の配分に関する勘定において使途として記録した第1次所得に係るバランス項目のほか、所得や富等に課される経常的な税の受取に関する

項目、社会負担及び現物以外の社会給付その他の経常的な移転の受取に関する項目を記録する。

使途側には、所得や富等に課される経常的な税の支払に関する項目、社会負担及び現物以外の社会給付その他の経常的な移転の支払に関する項目を記録するとともに、源泉側と使途側の差額として、最終消費活動及び蓄積活動に配分される所得となる可処分所得に関する項目を記録する。

オ 現物所得の再分配に関する勘定

現物の移転による、各制度部門間の所得再分配について、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定において使途として記録した可処分所得に関する項目のほか、現物による社会給付その他現物による経常的な移転の受取に関する項目を記録する。

使途側には、現物による社会給付その他現物による経常的な移転の支払に関する項目を記録するとともに、源泉側と使途側の差額として、最終消費活動及び蓄積活動に配分される所得となる、現物移転により調整された可処分所得に関する項目を記録する。

カ 所得の使用に関する勘定

各制度部門の可処分所得に関する項目がどのように最終消費活動と蓄積活動に配分されるかについて、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定又は現物所得の再分配に関する勘定において使途として記録した可処分所得に関する項目などを記録する。

使途側には、最終消費活動に関する項目あるいは現物所得の再分配により明らかになる現実に享受する便益を評価した消費活動に関する項目などを記録するとともに、源泉側と使途側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。

(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定

蓄積活動等により生じる一定期間における非金融資産の変動並びに金融資産及び負債の変動を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

ア 資本取引に関する勘定

各制度部門における、非金融資産の取得や処分に伴う変動を記録するとともに、現金及び在庫品を除く資産の所有権の移転や資産の取得のための現金の移転などの資本移転の受払いに関する項目について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動に関する項目を記録するとともに、資産変動側と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純貸出あるいは資金不足を示す純借入に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使用に関する勘定の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、資本移転の受払いを記録する。

イ 金融取引に関する勘定

各制度部門における金融資産及び負債に関する取引について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、金融取引のうち債権としての金融資産である資産の変動に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、金融取引のうち債務としての金融資産である負債の変動に関する項目を記録するとともに、資産変動側と負債及び正味資産の変動側の差額として、純貸出あるいは純借入に関する項目を記録する。

ウ その他の資産変動に関する勘定

資本取引に関する勘定及び金融取引に関する勘定に記録された取引以外の要因による、資産及び負債の変動について、以下の内容により記録する。

資産及び負債の価値だけでなく、量も変動させるような例外的な事象を記録するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得または保有損失に関する項目、その他の要因による変動に関する項目を記録する。

(3) 貸借対照表に関する勘定

特定の時点における所有資産の価値額と当該資産の所有者に対する金融債権（すなわち負債）の価値額を記録することにより、各制度部門の所有する、経済価値を持つストックの価値額を表示するとともに、当該部門の自由な処分権の下にある金融的あるいは非金融的資源となる正味資産に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

資産側には、所有する非金融資産及び金融資産に関する項目を記録する。

負債及び正味資産側には、所有する負債に関する項目を記録するとともに、資産側と負債及び正味資産側の差額として、所有する正味資産に関する項目を記録する。

(4) 統合経済に関する勘定

経常的取引に関する勘定及び資産や負債の蓄積に関する勘定について、各制度部門を統合することにより一国経済全体の統合表示を記録するとともに、海外との取引を記録する部門を包含した勘定を作成する。

(5) 補足的な勘定

その他、必要に応じ、経済活動別の財貨・サービスの産出・投入に関する項目のほか、国民経済計算を作成・利用する上で重要となる項目を記録する。

6 雑則

(1) 作成頻度

国民経済計算は、毎年少なくとも1回作成する。

また、国民経済計算における最も主要な集計項目である国内総生産及びその主要な内訳項目等については、速報値を四半期ごとに作成する。

(2) 国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準との対応状況

本基準に基づく国民経済計算と、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準の対応状況について公表する。

(3) 作成方法の公表等

本基準に基づく国民経済計算の具体的な作成方法は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、総務大臣に通知した後、公表する。

(4) 計数の改定等

国民経済計算は、作成の基礎となる資料の改定等により、必要に応じ、計数の改定等を行うものとする。

(5) 基準の変更の検討等

本基準の変更の検討等に当たっては、国際連合の定める国民経済計算体系に関する基準に関する国際動向、我が国の経済情勢及び国民経済計算の作成方法や作成の基礎となる資料その他の本基準に関係する事項について、必要に応じ研究を行うものとする。

その状況については、必要に応じ統計委員会に報告するものとする。

附則

(1) 施行期日

本基準は、統計法（平成十九年法律第五十三号）附則第一条に規定する規定の日から施行する。

(参考1)

6 雑則「(2)国際連合の定める国民経済計算体系に関する基準との対応状況」関係

<国連93SNA勧告項目に対する我が国の対応一覧>

(対応) ○：全面的に対応／△：一部対応／×：対応しない

番号	勧告項目	内容	対応	理由
1	<勘定および貸借対照表の分割とより一層の統合 ならびに新たなバランス項目の創設>	① 所得支出勘定の分割 ② 資本調達勘定の分割 ③ 調整勘定の分割	△ ○ △	A — A
2	<全て制度部門について生産勘定を導入すること ならびに付加価値の活動・制度部門のクロス分類>	① 制度部門別生産勘定の作成 ② 制度部門と産業のクロス分類の作成	× ×	A A
3	<非法人企業のための「混合所得」と呼ばれる新たな 概念の導入>	① 家計の営業余剰を営業余剰(持ち家分)と混合所得 (個人企業分)に分割	○	—
4	<第1次所得バランスならびに国民総所得(GNI)概念 の導入>	① 第1次所得の配分勘定のバランス項目として第1次 所得バランスを導入 ② 国民総生産(GNP)を国民総所得(GNI)に名称変更	△ ○	A —
5	<制度単位および事業所の定義>	① 制度単位の定義の明確化 ② 事業所単位の明確化	○ ○	— —
6	<農業における統計単位および産出額に関する 明示的な定義>	① 農業の統計単位・産出の定義を他産業と同一化 ② 同一農場内の中間消費のための生産物を産出に 含めない	○ ×	— A
7	<非金融法人企業および金融機関のための3つの内訳 部門、公的、自国民間、外国支配を導入する>	① 法人企業を所有・支配の基準により公的と民間部門 に区分する ② 民間法人企業を自国支配、外国支配に区分	△ ×	A, B A
8	<金融補助機関を含め、主として非金融子会社の管理 に従事する持株会社を除外するように金融部門の 新たな定義を行う>	① 金融機関の内訳として金融補助機関を含める ② 持株会社は、全体としてその法人企業グループの 主な活動が金融であれば、金融機関として分類	○ ○	— —
9	<金融機関、金融市場および金融手段における新たな 進展を反映するため、金融機関部門の内訳部門を 改訂する>	① 金融機関の内訳部門を大きく5つの部門とする (中央銀行、預金取扱機関、保険・年金基金を除く その他の金融仲介機関、金融補助機関、保険・年 金基金)	△	C, D, E
10	<非法人金融企業を準法人金融企業とは別個に識別>	① 準法人金融企業は金融機関に、非法人金融機関 は家計として識別する	×	A
11	<政府雇用者年金機構を金融部門に分類する>	① 政府雇用者年金基金は金融機関に分類	×	F
12	<一般政府の内訳部門の代替的方法>	① 社会保障基金を一つの独立した内訳部門とする ② あるいは、事業を営む政府レベルに包含させる	○ ○	— —
13	<州政府のための内訳部門を追加して含める>	① 中央政府と地方政府の間に州政府部門を設ける	×	F
14	<補足表による公的部門連結勘定の表章>	① 一般政府および公的非金融法人企業を包含した 公的部門の連結勘定を作成	×	A
15	<所得形態に基づく家計の内訳部門分割の改訂、 ならびに公式・非公式生産活動の区別>	① 家計を、雇主、自己勘定の就業者、雇用者、財産 所得および移転所得の受領者に区分 ② 家計の生産活動を公式・非公式に区分	× ×	A F
16	<家計の生産活動に関する生産の境界のより一層の 明確化>	① 家計生産活動のうち自己使用に向けられた財の 生産を生産境界内に含め、サービスを除外	△	A, C
17	<自発的労働の投入は実際に支払われた報酬に基づ いて評価する>	① 自発的労働投入に対し支払われた報酬を評価する ② コミュニティーの家計活動の結果である自己使用 向けの有形固定資産の生産を推計する	○ ×	— F
18	<間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)の配 分>	① FISIMを計測し、その価額を金融仲介サービスの 利用者に配分する ② あるいは、FISIMを全額名目産業の中間消費と する	△ △	G G
19	<原則として、すべての非合法生産およびその他の非 合法取引を含める>	① 非合法生産および非合法取引を体系に含める	×	F

(理由)A:基礎統計上の制約/B:旧体系の維持の確保の必要性/C:他統計との整合性/D:定義が不明確/E:分類の必要性乏しい/F:我が国の実情に合わない/G:今後の検討課題

番号	勧告項目	内容	対応	理由
20	<非貨幣的フローおよび取引の迂回処理のその他の取引からの識別>	① 非貨幣的取引を記録する ② 雇主の社会保障負担支払、海外直接投資に関する再投資収益、保険契約者に帰属する財産所得を取引の迂回処理として記録	△ △	A A
21	<産出および投入の評価における基本価格、生産者価格、購入者価格の区別>	① 産出の評価は原則として基本価格(生産者が受け取る価格から生産物に課される税マイナス補助金を控除)により、中間消費は購入者価格で評価	×	A, C
22	<税の分類および用語の改訂、VATの明示的取扱い>	① 間接税を「生産・輸入品に課される税」、直接税を「所得・富等に課される経常税」に名称変更	△	A
23	<SNAとGFS/OECDの税のカバレッジの調整>	① SNAで記録する税の分類・範囲を、IMFの政府財政統計(GFS)やOECDの歳入統計と整合的なものとする	○	—
24	<市場生産、自己勘定およびその他の非市場生産の明示的な識別、評価および取扱い>	① 産出を「市場生産」、「自己勘定生産」および「その他の非市場生産」に区分する	△	A, B
25	<消費支出および可処分所得の概念を補足するため、「現実最終消費」と「調整可処分所得」と呼ばれる概念を導入する>	① 消費の概念を「最終消費支出」と「現実最終消費」の二つに二元化する ② 可処分所得と調整可処分所得と呼ばれる概念の導入	○ ○	— —
26	<年金その他の社会保険の負担・給付を経常移転として扱うこと、家計の可処分所得への影響>	① 年金基金による負担と給付を所得の第2次分配勘定において記録する ② 家計の貯蓄に影響を与えないよう所得の使用勘定に調整項目を置く	○ ○	— —
27	<社会保険の概念を広め、保険企業との取り決めと奨学金を含める>	① 社会保険に、家計と政府・雇用者との間の取引のみならず、「社会的」という定義を満たす民間部門との取引を含める ② 無償奨学金を社会給付に含める	○ ○	— —
28	<市場経済への移行期にある諸国のための暫定的な取扱いとして、企業による家計への現物社会移転を「準非営利団体」を経由させて記録する>	① 国家支配企業から雇用者への現物社会移転を「準非営利法人」を通じて行うものを擬制	×	F
29	<資産および資産境界の明示的な定義、資産分類の改訂>	① 体系において記録する資産を経済資産とし、資産をまず非金融資産/金融資産に分類し、非金融資産を生産/非生産資産に分類する ② 生産資産には無形固定資産を含める	○ ○	— —
30	<生産資産および総固定資本形成の拡張、鉱物探査、コンピューター・ソフトウェアおよび娯楽、文学または芸術作品の原本に関する支出を含める>	① 鉱物探査費用を成功・失敗に関わらず総固定資本形成に含める ② 生産者が一年を超えて生産に用いるコンピューター・ソフトウェアに関する支出を総固定資本形成に含める ③ 販売目的で生産される芸術作品の産出に関する支出を総固定資本形成に含める	○ △ ×	— A A
31	<政府固定資本形成の拡張、兵器を除く構築物および設備に関する軍の支出を含める>	① 民間に転用可能な資産に関する軍の支出を総固定資本形成に含める	○	—
32	<育成自然成長を産出として取扱う>	① 農作物や果樹に加えて、家畜、魚類、森林の育成成長を産出に含める	△	A
33	<生産が長期にわたる資産の所有者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫品増加として取扱う>	① 生産に長期を要する資産については、所有権が使用者に移転した時点で総固定資本形成として記録し、それまでは仕掛品在庫として記録	×	A
34	<サービスの産出の仕掛品としての取扱い>	① 生産に長期を要するサービス(ソフトウェア)の仕掛品を在庫品増加として扱う	×	A
35	<政府在庫を拡張し、在庫品として保有されるすべての財貨を含める>	① 政府によって保有されるすべての財貨を在庫品に含める	△	A
36	<耐久消費財の購入を最終消費支出として引き続き取扱うが、耐久消費財のストックをメモ項目として貸借対照表に含める>	① 耐久消費財の購入は、体系上家計最終消費支出として扱う。貸借対照表の参考項目としてそのストック額を記録	△	B, C

(理由)A: 基礎統計上の制約/B: 旧体系の維持の確保の必要性/C: 他統計との整合性/D: 定義が不明確/E: 分類の必要性乏しい/F: 我が国の実情に合わない/G: 今後の検討課題

番号	勧告項目	内容	対応	理由
37	<識別可能な別個の生産資産に帰着しない総固定資本形成は、それを体化した生産資産あるいは非生産資産の価値の増大として反映される>	① 資産の所有権の移転費用や資産の大規模改良を総固定資本形成として記録	△	A, F
38	<資本形成を拡張し、貴重品に関する支出を含める>	① 価値の貯蔵を目的として保有される生産資産に関する支出を「貴重品の取得マイナス処分」として資本形成の категория に含める	×	A, F
39	<歴史的記念物を生産資産として取り扱う>	① 歴史的記念物を生産資産の一部に含める ② 歴史的記念物の取得マイナス処分は総固定資本形成に記録。同資産の出現はその他の資産量の変動として扱う	○ ×	— A
40	<コミュニティ活動から生じる固定資産を家計の生産活動の産出として取り扱うとともに、それら資産の維持に責任を持つ部門の総固定資本形成として取扱う>	① ボランティアグループによって集行的に行われた建設活動を家計の生産(固定資本形成)として記録し資産の維持に責任をもつ部門(政府等)の貸借対照表に記録する	×	A
41	<道路、ダムおよび防波堤のような資産への固定資本減耗の記録>	① 道路、ダム等の資産について、有限の耐用年数を持つものと仮定し、固定資本減耗を計上する	○	—
42	<広範な金融資産の記述ならびに実際の資産と不確定資産の区別>	① 金融資産と金融上の「不確定ポジション」とを区別し、後者を金融資産から除外する ② 不確定資産に関する契約に基づく支払をサービスに対する支払とするとともに、不確定ポジションが政策分析の上で重要な場合には補完データとして表章	○ ×	— A, C
43	<貨幣用金と非貨幣用金との区別>	① 貨幣用金と非貨幣用金を区別し、前者を金融資産とする ② 非貨幣用金のうち価値の貯蔵を目的として保有される金を「貴重品」として記録	○ ×	— A
44	<預金形態の区別の重要性の低下>	① 預金の内訳部門を、分析上有用な場合のみ表章	○	—
45	<貸付およびその他の金融資産に関して短期・長期を区別する重要性の低下>	① 金融資産の短期・長期の区分をあくまで2次的な分類として採用	×	A, C
46	<保険の取扱いの変更>	① 損害保険を非生命保険に名称変更 ② 保険の産出額計測に、保険技術準備金の投資から得られる所得を、追加保険料として含める ③ 保険の産出額計測を発生主義に基づいて行う	○ ○ ○	— — —
47	<フィナンシャルリースとオペレーティングリースの区別>	① フィナンシャルリースを金融手段として認識し、賃借された資産を賃借人の資産と見なす	×	A
48	<新たな金融手段の識別—現先取引、派生商品・第2次手段、ディープ・ディスカウント債—>	① 現先取引を、原証券とは別の新たに創造された金融資産として扱う ② 金融派生商品をリンクされている原取引の一部としてではなく独立した取引として記録 ③ ディープ・ディスカウント債の発行価格と償還価格の差を利子として扱い、該当期間に配分	○ ○ ○	— — —
49	<実体の居住あるいは非居住を決める基本的基準としての経済的利害の中心ならびに実務上の指針としての一年ルール>	① ある単位が一国内に経済的利害をもつ場合、その単位をその一国の居住者として見なす。その区分の実務上の指針は、その単位が一年以上当該国内で経済活動に従事しているか、その意図がある場合とする ② 海外留学生については、母国の居住者として扱う ③ 海外での建設活動に従事する企業の現場事務所は活動期間に関わらず非居住者として扱う ④ 海外で設備の据え付けに携わる企業は活動期間に関わらず母国の居住者として扱う	△ ○ ○ ×	C — — A

(理由)A:基礎統計上の制約/B:旧体系の維持の確保の必要性/C:他統計との整合性/D:定義が不明確/E:分類の必要性乏しい/F:我が国の実情に合わない/G:今後の検討課題

番号	勧告項目	内容	対応	理由
50	<加工処理の目的で輸出または輸入され、その後再輸入ないし再輸出される財貨はグロスで記録される>	① 加工処理の目的で海外に搬送された財貨は、非居住者に販売されなくても財貨の輸出として記録し、加工処理後返送された場合は、財貨の輸入として記録	△	A
51	<修理目的で輸出または輸入される投資財の取扱いに関する区別>	① 投資財の修理の価額は財貨の取引の一部として記録 ② その他の財貨の修理の価額はサービスの一部として記録	△ ×	A A
52	<サービス、所得フロー、移転を別々に識別するためにサービスの国際取引分類を改善する>	① 国際収支統計におけるサービス項目分類と国民経済計算における分類を整合的なものとする	△	B, C
53	<F.O.B. 価額による輸入総計の評価ならびにC.I.F. 価額による生産物グループ別輸入の評価>	① 財貨の輸入の総計をF.O.B. ベース、つまり、輸出国の国境を離れてからあとの保険・輸送のコストを除外して評価	△	C
54	<最終消費(支出)に関する国民概念のみの使用>	① 家計最終消費支出の国民/国内に分けた表章を止め、国民概念に一本化する	×	B
55	<海外直接投資を別表示ならびに海外直接投資に係わる再投資収益の記録>	① 貸借対照表において直接投資の合計およびその主要構成項目を表章する ② 海外直接投資に関する再投資収益を財産所得の一部として記録する	○ ○	— —
56	<不良債権の償却ならびに財産の無補償没収をその他資産量変動として取扱う>	① 不良債権の償却を「その他の資産量変動勘定」において記録する ② 債権者と債務者の自発的な取り決めによって行われる債務免除に基づく償却は資本移転として記録	○ ○	— —
57	<商品としての金と貨幣用金の分類替えならびにSDRの配分または抹消をその他の資産量変動として記録>	① SDRの配分、抹消をその他の資産量変動勘定に記録 ② 金の貨幣化・非貨幣化をその他の資産量変動勘定に記録	○ ×	— A
58	<為替レート換算のための明示的なガイドラインの導入>	① 為替レートは、取引日の実勢レートを用いる。それができない場合は、適用可能な最短期間における平均為替レートを使用	△	C
59	<新しい概念である実質国民可処分所得の「体系」への導入>	① 国内総所得、国民総所得、国民可処分所得について実質値を計測する	○	—
60	<SNA概念としての名目利子の維持>	① 第1次所得の配分勘定で記録されるのは名目利子 ② 再評価勘定で実質保有利得・損失が記録されるため、これを用いて実質利子の計測が可能	○ ○	— —
61	<価格測度および数量測度>	① GDP数量の変動を計測する最良の指数として、年次数量連鎖指数を導入 ② 集計値の加法整合性を維持するため、固定基準年のラスパイレス数量指数との併用を行う	○ ○	— —
62	<価格および数量の国際比較>	① GDPの国際比較のため、通貨を購買力平価(PPP)によって換算	×	A, E, F
63	<質の差の取扱い>	① 価格指数を作成する際、異なる価格で販売されている財貨・サービスを異なる生産物として扱うこと、あるいは少なくとも同一生産物でも異なる品質をもったものとして扱う	○	—
64	<一度しか作られない生産物の価格指数を作成する場合における代表的構築物の使用>	① 一度しか作られない構築物の価格指数を作成する場合には、慎重に定義した少数の代表的構築物に基づかせる	×	A
65	<非市場サービスの実質産出の計測は可能な限り産出指標に基づいて行われるべきである>	① 非市場産出の量的変動は、可能な限り産出指標に基づくべきであり、投入指標に基づくべきではない	×	A

(理由)A: 基礎統計上の制約/B: 旧体系の維持の確保の必要性/C: 他統計との整合性/D: 定義が不明確/E: 分類の必要性乏しい/F: 我が国の実情に合わない/G: 今後の検討課題

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）（国民経済計算関係部分）

（国民経済計算）第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

附則

（準備行為）第三条 改正後の統計法（以下「新法」という。）第六条の規定による作成基準の設定、新法第二十七条の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八条の規定による統計基準の設定及び新法第三十五条の規定による匿名データの作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法の例によりすることができる。